

参 考

平成 30 年度 入札契約事務コンプライアンス・
アクションプランの取組み状況について（報告）

この報告書は、平成 30 年 12 月 14 日開催の大阪市入札等監視委員会において報告したものです。
なお、取組み状況については、平成 30 年 12 月末時点のものに修正しています。

平成 30 年 12 月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

目 次

I	はじめに.....	1
II	平成 30 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証.....	2
1	コンプライアンス確保のための体制整備	3
	(1) 入札情報の管理徹底	3
	(2) 不正行為や不当圧力の排除	5
	(3) 入札契約事務コンプライアンス研修の実施.....	7
2	不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応	9
3	不正が起きにくい入札契約制度の構築	11
4	その他.....	12
5	その他の入札契約制度に関する調査結果(平成 30 年度アクションプラン以外の取組み)	13
III	おわりに.....	14
参考	平成 30 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン.....	16

I はじめに

本市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、本市では平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくという、PDCA サイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

この報告書は、その継続した取組みの中で、平成 30 年度のアクションプランの進捗及び取組み状況についての調査・検証結果をとりまとめたものであり、平成 31 年度のアクションプラン策定に向けた課題や留意すべき事項について抽出したものとなっている。

Ⅱ 平成 30 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証

平成 30 年度アクションプランについて、各区（24 区）及び各局室（27 部署）並びに、出先機関等で契約事務を行っている部署（弘済院など）を加えた 53 所属に対し、平成 30 年 10 月 1 日時点における具体的取組み状況等の調査を実施した。併せて、いくつかの所属については状況把握のため、ヒアリングによる確認を実施した。

これらの調査結果をもとに取組み状況について分析・検証を行った。

【調査対象一覧】

区	局・室	出先機関
北区役所	副首都推進局	
都島区役所	市政改革室	
福島区役所	ICT戦略室	
此花区役所	人事室	
中央区役所	都市交通局	
西区役所	政策企画室	
港区役所	危機管理室	
大正区役所	経済戦略局	
天王寺区役所	中央卸売市場	
浪速区役所	総務局	
西淀川区役所	市民局	
淀川区役所	財政局	市税事務所を含む財政局税務部
東淀川区役所	契約管財局	
東成区役所	都市計画局	
生野区役所	福祉局	弘済院
旭区役所	健康局	
城東区役所	こども青少年局	
鶴見区役所	環境局	
阿倍野区役所	都市整備局	
住之江区役所	建設局	
住吉区役所	港湾局	
東住吉区役所	会計室	
平野区役所	消防局	
西成区役所	水道局	
	教育委員会事務局	
	行政委員会事務局	
	市会事務局	

は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

その結果、

- ほとんどの項目において、アクションプランの取組みは実施済みとの回答であった。
- 昨年度までに散見されたポスターの掲示に関する課題についても、今年度は特段の問題は見られなかった。

以上の状況から、平成 30 年度のアクションプランの進捗及び取組みはおおむね順調であるといえる。以下、詳細について記載する。

1 コンプライアンス確保のための体制整備

(1) 入札情報の管理徹底

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	30度中に実施	計
①各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）				
各構成局の実情に応じた「入札契約情報管理ガイドライン」の作成	委員会 構成局	6	0	6/6
「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守	委員会 構成局	6	0	6/6
②不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守	全所属	53	0	53/53
「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の周知、携行、活用	全所属	53	0	53/53
③予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管				
予定価格調書の作成ルールの徹底	全所属	53	0	53/53
設計価格等に関する情報管理の徹底、情報漏えい防止	全所属	53	0	53/53
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知				
執務室等に周知ポスターを掲示	全所属	53	0	53/53
⑤書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など				
「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53

（※「該当案件なし」と回答した所属を含む。）

入札情報の管理徹底に関する各所属の取組みについては、概ね実施できている。

- ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守について
経済戦略局においては、その業務上、懇親会などに出席する機会が多いため、「公正な契約職務の執行のために」の記載内容を機会あるごとに周知しているとともに、調達担当でマニュアルに抵触するような行為が無いかの確認を適宜行っているとのことであった。
- ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版の活用」について
すべての所属で、職員に周知・携行を呼びかけているが、携行・携帯について、十分に徹底できていない可能性も示唆されている。
また、携行すること自体が目的とならないよう、十分に趣旨を徹底する必要がある。そのため、今後、重要な項目に焦点を絞ったものに改める、若しくは執務室内の良く見える場所に掲示するなどの手法によって実効性を高めることなども検討していく必要がある。
- ・「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守について
昨年度のアクションプランの検証時、「契約事務担当に係長級職員が複数名いない。」等の理由から、予定価格調書の作成を複数の係長級職員で作成していなかった所属なども見られたが、予定価格調書作成のルールを『契約担当課長が指名した複数の職員（1名以上の係長級職員を含む。）』と改めたことにより、全ての所属から、「適正な事務執行が行われている」旨の報告があり、改善が見られた。
- ・周知ポスターの掲示（「発注者綱紀保持に関する取組みの周知」）について
複数年度に及ぶ当局からの勧奨により、周知ポスターの掲示に関する取り組みについて、未実施の報告が無くなるなど取り組みの定着に向けた動きが見られた。ただ、単に掲示することが目的となってしまうのでは、かえって形骸化を招く恐れがあるため、ポスターの種類枚数を絞った上でも効果的な周知となるよう、手法やあり方について検討していく。

(2) 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	30年度中に実施	計
①外部者（元市職員を含む。以下同じ。）の執務室内立入禁止の徹底				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	53	0	53/53
執務室内に外部者が許可を得ずに入室できる状況にある	0/53			
執務室内に外部者が許可を得ずに入室している状況を見聞きしたことがある	0/53			
契約等で必要がないのに、外部者と職員が個室等で会議を行っている状況を見聞きしたことがある	0/53			
執務室内に外部者が入室しようとした場合、どのように対処しているか				
【主な回答は次のとおり】 ・問題があれば、複数職員で対応にあたるようにしている。 ・原則として入室前に対応し、必要に応じてカウンターやオープンスペースにて対応している。 ・執務室内に許可なく入室できない旨を説明し、窓口で要件を確認している。				
②録音録画装置の設置・運用				
「入札契約事務における録音録画装置の運用について」に基づく運用	委員会 構成局	6	0	6/6
③不当圧力対応の記録の義務化				
「要望等記録制度」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守	全所属	53	0	53/53
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲）				
※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知				
執務室等への周知ポスター掲示（再掲）	全所属	53	0	53/53
⑤再就職者による働きかけの禁止の周知				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53

執務室等への周知ポスター掲示 (再掲)	全所属	53	0	53/53
⑥職場における関係業者等との対応のルールの遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応(協議)	/			
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 (再掲)	全所属	53	0	53/53
⑦不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守	/			
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 (再掲)	全所属	53	0	53/53
「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」 (総務局・政策企画室作成)の活用	全所属	53	0	53/53
(参考) 入札契約事務における元市職員からの働きかけ	/			
公共機関を除く他団体に出向、再就職した職員または元市職員からの入札契約事務に関しての問い合わせがあった	0/53			

(※「該当案件なし」と回答した所属を含む。)

不当行為や不当圧力の排除については、各所属における取組みは概ね実施できている。

今回の調査においては、外部者の執務室内立入禁止の徹底について、広く外部者の執務室への入室状況などについて質問する形に改めた。その中で、アクションプラン策定の趣旨等も踏まえ、各所属で外部者と認識している者については、概ね適切に対応されていた。

ただし、担当者へのヒアリングにおいては、外部者の定義・認識について差異が見られたことから、今後、本市において外部者の定義や取扱いなどについて、内容を検討し、統一的な取扱いを行っていく必要がある。

・録音録画装置の運用マニュアル等の整備について (委員会構成局)

平成28年12月に各所属において策定した取扱規程(要綱等)に基づいて事務を行っており、実務上での問題は発生していないが、引き続き、運用等については調査を行っていく。

また、全所属に対し、装置の設置に関する課題などについて確認したところ、「実際に必要になった際に、装置での対応が十分に行えるかどうか」といった点などに不安を覚える所属があった。不当要求等への抑止の観点から言えば、即応力を高めることが必要であり、録音や画像データを保存しておくことで証拠等としても活用できることから、職員の意識の醸成を図るとともに、引き続き普及に向けて取組んで行く。

・周知ポスターの掲示(「発注者綱紀保持に関する取組みの周知」)について

1(1)と同様。

(3) 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

① 契約管財局実施の研修 ※予定含む

【職階別研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 30 年 4 月～	全職員	—	e ラーニング研修 (コンプライアンス)
平成 30 年 5 月～	所属長	52 名	e ラーニング研修 (コンプライアンス)
平成 30 年 6 月 5 日	課長級職員	122 名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
平成 30 年 6 月 21 日 平成 30 年 6 月 22 日	契約業務の実務者 (初任者向け)	249 名	契約事務・コンプライアンス
平成 30 年 9 月 20 日 平成 30 年 9 月 21 日	監督職員 (工事)	72 名	契約事務・コンプライアンス (外部講師：国土交通省担当官)
平成 30 年 12 月 4 日 平成 30 年 12 月 5 日	契約業務の実務者	のべ 530 名	契約事務 (テーマ別)
平成 30 年 12 月 19 日	契約業務の実務者	122 名	コンプライアンス (外部講師：公正取引委員会担当官)

計 1,147 名

契約管財局では、契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の向上を図ることを目的として、平成26年5月に策定した「大阪市における契約事務研修の実施方針」に基づき、階層別に計画的な契約事務研修を実施している。

所属長研修については、今年度も公募により、民間出身を含む新たな所属長の就任があったことから、組織トップへのコンプライアンス意識の向上、並びに組織マネジメントを通じた組織への浸透を図ることを目的として実施した。

6月には課長級の、9月には工事の監督職員を対象として、外部講師を招いて研修を実施し、本市職員だけではなく、外部の目から見たコンプライアンスや監督検査のポイントという観点も含めて意識の浸透を図った。

12月に実施したテーマ別の契約事務研修においては、昨年度の受講者アンケートでの要望を踏まえ、引き続き具体的な事例を用いる等、実務に即した内容とした。更に今年度は、契約事務審査会におけるチェック機能が十分に働いていなかったことにより、不適正な契約事務処理を未然に防止できなかった事例が発覚したことも受け、更なる制度の浸透を図る目的で、契約事務審査会に関する研修内容を、より実務に即したものとなるよう、充実化を図った。なお、12月に実施予定のコンプライアンス研修は、現担当在籍5年以上の職員について各所属原則1名以上の出席を求めることで、長期在籍職員の研修受講をより促進させる。

また、研修に参加できなかった職員が自主学習できるよう、また、各所属が研修を行う際に資料が活用できるよう、昨年同様、各研修資料を庁内ポータルに掲載している。

② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）

【派遣（出張型）研修】

各所属からの要望に応じて、契約管財局職員による派遣（出張型）研修を積極的に実施している。

今年度は、次のとおり実施しており、今後も、依頼に応じて実施していく。

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 30 年 7 月 11 日 平成 30 年 7 月 12 日	福島区役所職員	113 名	契約事務・コンプライアンス + 所属からの要望に応じた内容
平成 30 年 8 月 17 日 平成 30 年 8 月 22 日	建設局職員 (課長級以上)	84 名	
平成 30 年 10 月 3 日 平成 30 年 10 月 9 日 平成 30 年 10 月 10 日	港区役所職員	32 名	

計 229 名

(参考) 平成 29 年度実績

① 契約管財局実施の研修

【職階別研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 29 年 4 月～	全職員	—	e ラーニング研修 (コンプライアンス)
平成 29 年 6 月 1 日	所属長	49 名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
平成 29 年 6 月 19 日 平成 29 年 6 月 20 日	契約業務の実務者	288 名	契約事務・コンプライアンス
平成 29 年 7 月 11 日	課長級職員	77 名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
平成 29 年 9 月 26 日 平成 29 年 9 月 27 日	監督職員 (工事)	74 名	契約事務・コンプライアンス (外部講師…国土交通省担当官)
平成 29 年 12 月 5 日 平成 29 年 12 月 6 日	契約業務の実務者	のべ 497 名	契約事務 (テーマ別)
平成 29 年 12 月 21 日	契約業務の実務者	109 名	コンプライアンス (外部講師：公正取引委員会担当官)

② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）

【派遣（出張型）研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 29 年 8 月 21 日 平成 29 年 8 月 22 日	建設局職員 (課長級以上)	80 名	決裁権者の職責と着眼点、過去の不適正事例の紹介と法令遵守

2 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	30年度中に実施	計
①談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）				
ア 談合等不正行為に関する情報を受けたことがある		4 / 53		
イ 契約事務において入札談合等の疑義が生じたことがある		2 / 53		
アまたはイで「ある」場合の対応 ・大阪市談合情報等対応マニュアルに基づく対応を行った。また、公正入札調査委員会を開催するなど適正に対応している。 ・契約管財局の公正入札調査委員会にて調査・審議を行った。 ・局内の公正入札調査委員会にて審議した結果、談合情報の信憑性が低く、入札結果に不自然な点もないことから、事情聴取等の調査は行わないこととした。				
②不自然な入札（疑義案件）の調査・分析				
・疑義案件の分析	契約管財局	適宜実施		
・大阪市入札等監視委員会における審議	契約管財局	適宜実施		
・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など ※「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施	契約管財局	適宜実施		
③建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査				
建設業法違反等不正行為に関する情報を受けたことがある		3 / 53		
「ある」場合の対応 ・工事材料においてメーカーから報告された販売量と現場から報告された使用量との乖離があることから、調査を実施し、契約書と異なる材料が使用されていることが判明したため、事業者に対し、入札参加停止措置及び損害額の請求・回収を行った。 ・不適正な施工について調査を行うと共に、契約管財局と連携し国等に報告している。 ・大阪市建設業法違反事案等対応マニュアルに基づく対応を行った。				
・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施	全所属	53※	0	53/53
・関係法令遵守の事業者への周知	契約管財局	適宜実施		
④大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反に係る情報への対応				
最低賃金違反に関する情報を受けたことがある		2 / 53		
「ある」場合の対応 ・契約管財局と連携し、労働基準監督署に情報提供した。				

(※「該当案件なし」と回答した所属を含む。)

不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応については、各所属における取り組みはすべて実施できている旨報告されている。

・談合等不正行為に関する情報への対応について

「談合等不正行為に関する情報を受けたことがある」または「入札談合等の疑義が生じたことがある」と回答した所属は4所属であり、これらの所属においては、「談合情報等対応マニュアル」に基づき適切に対応したとの回答であった。また、談合情報等がなく調査等を実施していない所属についても、情報があつた場合は同マニュアルに基づき対処するとの回答であったことから、全所属実施済みとした。

・建設業法違反等不正行為に関する情報への対応について

「建設業法違反等不正行為に関する情報を受けたことがある」と回答した所属は3所属であり、1所属は契約管財局であり、他の2所属は昨年度の後半に明らかになった上下水道の不適正施工問題の関係所属であった。

それ以外の所属については、「調査対象事案がなく調査等を実施していないが、事案があつた場合は同マニュアルに基づき対処する」との回答であった。

3 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	30年度中に実施	計
①コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視				
・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて報告	契約管財局	適宜実施		
・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の実施	契約管財局	適宜実施		
② 設計情報に関する公開の推進				
委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」に基づく情報公開の実施	委員会構成局	6	0	6/6
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止				
電子入札における予定価格等への無作為係数の適用の取組みなど	契約管財局	他自治体と意見交換を行い情報収集を実施		

不正が起きにくい入札契約制度の構築については、おおむね実施できている。

・「コンプライアンス監視機能の強化」の取組みについて

昨年度に引き続き、大阪市入札等監視委員会で調査審議した事案のうち、他所属でも起こりうる事案があった場合は、課題の共有化と契約事務の改善、再発防止を目的として、委員からの意見等をまとめ、庁内周知している。

また、電子入札における無作為係数の導入のほかに、不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するため、昨年度に引き続き、大阪府をはじめとする他の自治体などとも意見交換するなど情報収集を図っている。

4 その他

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	30年度中に実施	計
①不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証		適宜実施		
<ul style="list-style-type: none"> 本市事案における刑事裁判，懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック 	契約管財局	適宜実施		
<ul style="list-style-type: none"> 他の発注機関における刑事裁判，官製談合事件不適正随意契約事案などのチェック 	契約管財局	適宜、報道等をチェックしている。		
②政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究		適宜実施		
随時情報収集	契約管財局	適宜実施		
③定期的な人事異動の実施		53/53		
<ul style="list-style-type: none"> 長期在籍職員の積極的な人事異動の推進についての配慮 	全所属	53※1	0	53/53
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な人事異動が困難な所属における、研修等によるコンプライアンス意識の徹底 	全所属	53※2	0	53/53
具体的な取組み内容 【主な回答は次のとおり】 <ul style="list-style-type: none"> 所属内研修の実施 異動が困難な専門職を対象とした業者対応コンプライアンス研修の実施 				
④組織力のアップ ※人員の確保，優秀な人材の育成，経験者・優秀な人材の起用		53/53		
<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承 	全所属	53	0	53/53
⑤相談対応の機能強化		適宜実施		
<ul style="list-style-type: none"> 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR，制度改善，課題解消事案の情報発信） 	契約管財局	適宜実施		

(※1「該当職員なし」と回答した所属を含む。 ※2 定期的な人事異動が可能な所属を含む。)

その他については、すべて実施できている。

・ 定期的な人事異動の実施の取組みについて

職務内容の特殊性などにより人事異動が困難な所属に属する長期在籍職員への配慮として、12月実施予定のコンプライアンス研修において、各所属原則1名以上の長期在籍職員の出席を求めることで受講を促進し、コンプライアンス意識の向上を図る。

5 その他の入札契約制度に関する調査結果（平成30年度アクションプラン以外の取組み）

アクションプランの検証にあわせて、入札契約事務の適正化に向けた各所属における取組みについて調査を実施し、実施状況確認や課題等の分析を行った。

【入札契約事務適正化に向けた各所属独自の取組み】

取組内容	対象所属	取組状況	
		はい	いいえ
入札契約事務の適正化に向けた取組みとして、所属独自の取組みを実施	全所属	22	31

契約管財局が全庁的に行っている取組みに加えて、多くの所属で独自の自主的な取組みを実施しており、入札契約事務の適正化に対する意識は高い。

主な独自取組みは以下のとおり

- ・所属内での勉強会の開催
- ・所属独自で仕様書のひな型や事務処理要領等を作成
- ・比較見積結果など「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定める事項以上の情報を公表
- ・公募型比較見積の実施

内容	対象所属	状況			計
		できている	できているが、課題がある	できていない	
入札契約情報の公表は、「入札契約情報等の公表に関する要綱」に基づき、適切に実施できているか。	全所属	49	4	0	53/53
「できているが課題がある」または「できていない」場合の具体的内容					
【主な内容は次のとおり】					
<ul style="list-style-type: none"> ・他業務との兼ね合いで、時期によっては公表が遅れがちになる。 ・事務処理手順が複雑であるため、資料の作成に時間を要しているなどの課題がある。 ・発注見通しの公表について、年度途中で新たに発生した案件が事後公表となることが懸念される。事前の公表が必要である旨を定期的に関係職員に周知するなど、そうした事態を避けるための取組を行っている。 					

Ⅲ おわりに

平成 30 年度のアクションプランについても、ほとんどの項目において、取り組みは実施済みであるとの回答がなされた。昨年度までは課題が散見されたポスターの掲示や予定価格調書作成についても、今年度は特段の問題は見られなかった。

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識を徹底していくためには、どの内容についても言えることだが、単なる作業となってしまうようにしなければならない。

今般、本市発注工事に関し、不適正施工に関する情報提供があり、それを端緒として大規模な不適正が判明するという事態が生じている。その事案においては、関係局が認識を持って調査・対応が図られているとのことであるが、今後もそういった不適正な工事などが判明した場合に、適宜、適切に対応していくためには、当事者となった所属での認識が重要となってくる。

そういった意味でも、本市が、適宜、アクションプランの取り組み状況を検証し、実態を把握するとともに、取り組みの目的や趣旨を十分に周知していくことで、各所属における不正行為に関する認識や対応に関する意識の持ち方を一層浸透させていく必要がある。

また、本調査に併せて、昨年度に引き続き、再就職者による働きかけについての実態調査を行った。今年度についても、不正な働きかけ等の事実はなかったものの、このような調査を実施することで職員の意識の向上や抑止力が期待されることから、引き続き、調査を行っていくとともに研修等を通じて職員に周知していく。

次年度のアクションプランについては、本報告書の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて策定し、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上・徹底について、継続的・恒久的に取り組んでいくこととする。

平成30年度
入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成30年3月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

〇はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続について、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が明らかとなったことから、これまでの全庁的なコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという P D C A サイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

平成 29 年度アクションプランの取組みについて、平成 29 年 10 月 1 日時点の取組状況を検証したところ、取組みはおおむね順調であったが、昨年度実施済みとなっていた項目において未実施となっている所属があり、継続できていない状況が見受けられた。原因としては、所属及び職員がアクションプランの取組みの趣旨をしっかりと理解していなかったことが原因と考えられる。なお、これらの項目は、平成 29 年 12 月末ですべて実施済みとなったところである。

入札契約事務にかかるコンプライアンス意識を恒久的に確保していくためには、各所属の取組みの実施状況や実態について、定期的に調査・把握・検証を行い、本取組みの趣旨を徹底することで、各所属において取組みを遺漏なく実施し続けていくことが重要である。

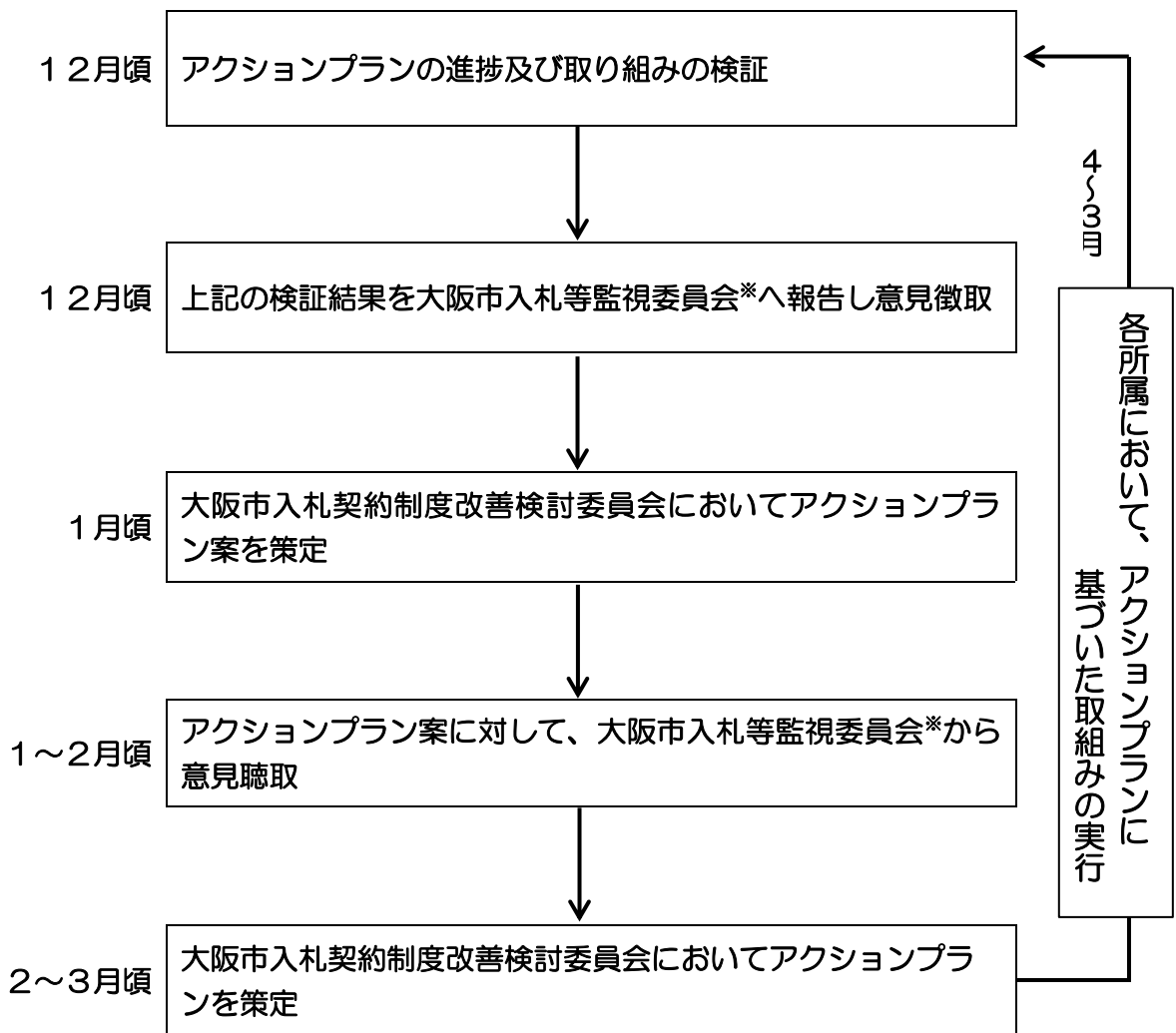
このような認識のもと、本委員会は今回の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえ、平成 30 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプランを策定したものである。

各所属並びに関係職員においては、この取組みが風化、形骸化しないよう、入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの趣旨とその内容を十分に理解した上で、コンプライアンスの取組みの継続的な実施を徹底していただくようお願いする。

○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



※ 大阪市入札等監視委員会においては、専門委員も加えて調査審議を行う。

【所属一覧】

区	局・室
北区役所	副首都推進局
都島区役所	市政改革室
福島区役所	I C T戦略室
此花区役所	人事室
中央区役所	都市交通局
西区役所	政策企画室
港区役所	危機管理室
大正区役所	経済戦略局
天王寺区役所	中央卸売市場
浪速区役所	総務局
西淀川区役所	市民局
淀川区役所	財政局
東淀川区役所	契約管財局
東成区役所	都市計画局
生野区役所	福祉局
旭区役所	健康局
城東区役所	こども青少年局
鶴見区役所	環境局
阿倍野区役所	都市整備局
住之江区役所	建設局
住吉区役所	港湾局
東住吉区役所	会計室
平野区役所	消防局
西成区役所	水道局
	教育委員会事務局
	行政委員会事務局
	市会事務局

※ は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

○平成 30 年度の具体取組み（平成 25 年度からの継続分を含む）

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

取組内容		取組所属
① 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏洩防止）		
【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守及び改正 ・情報管理強化の継続検討	委員会構成局 ※改正・作成については、契約管財局	
② 不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属	
③ 予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管		
【取組事項】 「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守及び改正	全所属 ※改正・作成については、契約管財局	
④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
【取組事項】 執務室等への周知ポスターの掲示	全所属	
⑤ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など		
【取組事項】 ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 （参考） 外部有識者による審査原則の徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）	全所属	

2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容		取組所属
① 外部者（市元職員を含む。）の執務室内立入禁止の徹底		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
② 録音録画装置の設置・運用		
【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「録音録画装置設置運用要綱」等の遵守	委員会構成局	
③ 不当圧力対応の記録の義務化		
【取組事項】 ・「要望等記録制度」（政策企画室作成）の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」（政策企画室作成）の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」（総務局作成）の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
④ 発注者網紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
【取組事項】 執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
⑤ 再就職者による働きかけの禁止の周知 ※職員の退職管理に関する条例第3条第2～4項、地方公務員法第38条の2第7項		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
⑥ 職場における関係業者等との対応のルールへの遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）		
【取組事項】 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
⑦ 不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	

3 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

入札契約事務に携わる職員に対して、契約事務に関する知識の習得を図ることにより適正な事務手続きが遂行されることとともに、入札契約事務のコンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることにより不正・不適正事案を未然に防止することを目的として、入札契約事務コンプライアンス研修を実施する。

実務者研修については、契約事務の実務者を対象に基礎的内容をはじめ、事例を紹介するなどの実務に即したテーマ別研修を実施し、研修の充実を図る。

また、平成 29 年度に「公正契約職務執行マニュアル」の改正を行ったことから、管理監督者である課長級職員については、昨年度に引き続きコンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。

さらに、長期在職者に対して、コンプライアンス研修の受講を促すとともに、契約事務研修未受講者には、重点的に受講を促すなど、幅広く受講者を募っていく。

なお、新たに就任する所属長に対しても、コンプライアンスの取組みについて周知を行うなど、組織全体へのコンプライアンス意識の醸成と浸透を図っていく。

平成 30 年度実施分（予定）

①契約管財局実施の研修【職段階別研修】

実施時期	対象者	実施内容
平成 30 年 5 月～6 月	課長級職員	契約事務・コンプライアンス
平成 30 年 6 月～7 月	契約業務の初任者・実務者	契約事務・コンプライアンス (基礎的内容)
平成 30 年 8 月～9 月	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 30 年 9 月～12 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス (テーマ別)
平成 30 年 11 月	契約業務の実務者 長期在籍職員等	コンプライアンス
随時	全職員	e-ラーニング研修（契約事務・ コンプライアンス）

②その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣するもの】

各所属からの要望に応じて実施

開催時期	対象者	実施内容
実施所属と調整	実施所属の職員	契約事務・コンプライアンス・ その他各所属からの要望に応じた内容

(参考) 平成 29 年度実績

①契約管財局実施の研修【職段階別研修】

開催時期	対象者	実施内容
平成 29 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	全職員	e ラーニング研修 (コンプライアンス)
平成 29 年 6 月 1 日	所属長	契約事務・コンプライアンス (外部講師…弁護士)
平成 29 年 6 月 19 日 平成 29 年 6 月 20 日	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 29 年 7 月 11 日	課長級職員	コンプライアンス (外部講師…弁護士)
平成 29 年 9 月 26 日 平成 29 年 9 月 27 日	監督職員 (工事)	契約事務・コンプライアンス (外部講師…国土交通省担当官)
平成 29 年 12 月 5 日 平成 29 年 12 月 6 日	契約業務の実務者	契約事務 (テーマ別)
平成 29 年 12 月 21 日	契約業務の実務者 長期在籍職員等	契約事務・コンプライアンス (外部講師…公正取引委員会担当官)

②その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣したもの】

開催時期	対象者	実施内容
平成 29 年 8 月 21 日 平成 29 年 8 月 22 日	建設局職員 (課長级以上)	決裁権者の職責と着眼点、過去の不適 正事例の紹介と法令遵守

Ⅱ 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容	取組所属
① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施 関係職員・業者に対する事情聴取 不自然な入札（疑義案件）の調査 各所属の対応について契約管財局に報告（情報を集約） 契約管財局を窓口として公正取引委員会・警察へ報告（調査分析結果を直接説明） など ・談合防止について事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
② 不自然な入札（疑義案件）の分析・研究	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義案件の分析 ・大阪市入札等監視委員会における審議 ・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など 	契約管財局
③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき実施 ・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき実施 ・関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
④ 大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反に係る情報への対応	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最低賃金に係る情報の提供に関する取扱い」に基づき実施 	全所属

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容		取組所属
① コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視		
	【取組事項】 ・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申	契約管財局
② 設計情報に関する公開の推進		
	【取組事項】 委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会構成局
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止		
	【取組事項】 電子入札における予定価格等への無作為係数の適用の取組みなど	契約管財局

IV その他

取組内容		取組所属
① 不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証		
【取組事項】 ・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック		契約管財局
② 政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究		
【取組事項】 随時情報収集		契約管財局
③ 定期的な人事異動の実施		
【取組事項】※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のため、業者等の利害関係者と接点のある職場について、定期的な人事異動を実施 ※異動先が限定される専門的職種等、定期的な人事異動が困難な所属については、長期在籍職員に対して研修受講への促進等を行い、研修を通じてコンプライアンス意識を徹底		全所属
④ 組織力のアップ ※人員の確保、優秀な人材の育成、経験者・優秀な人材の起用		
【取組事項】 専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承		全所属
⑤ 相談対応の機能強化		
【取組事項】 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）		契約管財局

〇おわりに

大阪市職員基本条例は、職員に対して、市民の疑惑や不信を招くような行為を禁止している。また、大阪市職員倫理規則では、いわゆる「不適正契約」を禁止し、これに違反すると非違行為として懲戒処分の対象となり、さらには、職員個人に対する損害賠償請求あるいは求償、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

このため、入札契約事務にかかるコンプライアンス意識の徹底を図るべく、平成 27 年度よりアクションプランを策定し、以降毎年度、取組みの実施状況や実態について検証を行い、コンプライアンス意識の向上に努め、不祥事の再発防止に取り組んできた。

職員のコンプライアンス意識の徹底のためには、条例や規則、ガイドラインなどの制度を構築するだけでなく、一人ひとりの職員がその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていくことが必要である。

平成 29 年度のアクションプランの取組みについてはおおむね順調であったものの、その結果に気を緩めることなく、むしろチェックが形骸化していないか、といった厳しい視点で自らを振り返るなど、コンプライアンス意識の維持・向上に努めていくことが重要である。

また、事業者の談合に対する対応としては、外部からの情報によるものだけでなく、職員自らが入札結果に不自然な状況等が見受けられないかといった視点で分析し、談合が疑われる場合は調査等を行っていく必要がある。

さらに、営利企業などへ再就職した元市職員による働きかけについては、平成 28 年 4 月より改正施行された地方公務員法でも禁止・罰則が設けられ、市民の目はより厳しいものとなっていることを認識し、働きかけ（地方公務員法第 38 条の 2、職員の退職管理に関する条例第 3 条）に応じないことはもちろんのこと、営利企業などへ再就職した元市職員に対しては適切に対応しなくてはならない。

職場における不祥事を防止するためには、組織として、不正を許さない・見逃さない、という意識を持つとともに、職員一人ひとりが勤務時間中・時間外を問わず常に公務員倫理を意識しながら行動することが重要である。

特に、所属長をはじめとする管理監督者は、職員の規範となるよう自らを規律するとともに、不正を防止すべく、適正な事務執行が確保できる体制づくりに取り組み、常日頃から部下職員の行動に対しても不適切な行動がないか等について目配りし、不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。

本委員会としては、収賄事件をはじめとする不祥事が二度と繰り返されることがないように、本アクションプランの取組みを引き続き徹底するとともに、“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ということ職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。